

規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則
埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の
一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

| 附属設備の名称 | 単位 | 使用料の額（円） （一回につき） |
|------------|----|---------------------|
| マイクセット | 一式 | 八一〇 |
| プロジェクターワゴン | 同 | 七三〇 |
| グループプロッカード | 一個 | 二〇〇 |

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。